

## 第50号議案

### 長岡京市自転車等駐車場条例の一部改正について

長岡京市自転車等駐車場条例（平成14年長岡京市条例第5号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年6月9日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）による所要の変更を含む文言整理及び西山天王山駅東自転車駐車場の拡張に係る自転車の駐車料区分の追加のため、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

長岡京市自転車等駐車場条例（平成14年長岡京市条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前							
<p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において「自転車等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号。<u>以下この条において「法」という。</u>）第2条第1項第11号の2に規定する自転車及びこれに類するものとして市長が認めるもの</p> <p>(2) 原動機付自転車 <u>法第2条第1項第10号イ又はロに規定する原動機付自転車</u></p> <p>(3) 普通自動二輪車 <u>法第3条に規定する普通自動二輪車のうち総排気量0.125リットル以下の普通自動二輪車</u></p> <p>(損害賠償等)</p> <p>第11条 【略】</p> <p>2 市は、<u>駐車場の管理に関し、天災、火災、盗難、衝突その他市の責めに帰さない理由によって利用者又は第三者が被った損害に対しては、損害賠償の責任を負わない。</u></p> <p>別表（第6条関係）</p> <p>1 定期利用駐車料</p> <p>【略】</p> <p>（西山天王山駅東自転車駐車場・西山天王山駅中央自転車駐車場・西山天王山駅西自転車駐車場）</p>		<p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において「自転車等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定するもの及びこれに類するものとして市長が認めるもの</p> <p>(2) 原動機付自転車 <u>道路交通法第2条第1項第10号に規定するもの</u></p> <p>(3) 普通自動二輪車 <u>道路交通法第3条に規定する普通自動二輪車のうち総排気量0.125リットル以下の普通自動二輪車</u></p> <p>(損害賠償等)</p> <p>第11条 【略】</p> <p>2 市は、<u>駐車場における自転車等の保管に関し、善良な管理者の注意を怠らなかった場合におけるその自転車等に生じた汚損、損傷、滅失、盗難等又は市の責に帰さない理由により生じた駐車場内での事故については、損害賠償の責任を負わない。</u></p> <p>別表（第6条関係）</p> <p>1 定期利用駐車料</p> <p>【略】</p> <p>（西山天王山駅東自転車駐車場・西山天王山駅中央自転車駐車場・西山天王山駅西自転車駐車場）</p>							
車種	利用の種別	1月	3月	6月	車種	利用の種別	1月	3月	6月
	利用場所	一般・学生	一般 学生	一般 学生		利用場所	一般・学生	一般 学生	一般 学生

改正後							改正前							
自 転 車	1・2 階	2,500円	7,150円	6,400円	1,350円	1,200円	自 転 車	1・2 階	2,500円	7,150円	6,400円	1,350円	1,200円	
	屋外 (屋 根有 り)	2,000円	5,700円	5,100円	1,080円	9,600円								
	【略】							【略】						
	【略】							【略】						
備考 【略】							備考 【略】							
2 一時利用駐車料 【略】							2 一時利用駐車料 【略】							

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。ただし、別表の改正は、規則で定める日から施行する。